

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アンゴラ	緊急港湾改修計画のための贈与 に関する日本国政府とアンゴラ 共和国政府との間の交換公文	緊急港湾改修計画を実施するために必要な詳細設計 に必要な役務の供与	49,000千円 H21.1.14まで	H20.1.15 ルアンダ で (同日)	日本側 柴田進在アンゴラ 大使 アンゴラ側 イレーネ・ア レシヤンボラ・ダ・シル バ・ネト外務副大臣	H20.1.30 67号
アンゴラ	緊急港湾改修計画のための贈与 に関する日本国政府とアンゴラ 共和国政府との間の交換公文	緊急港湾改修計画を実施するために必要な 1. 港湾施設の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材並びにその調達及び預付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供 与 5. 上記2.の機材及び上記3.の車両の操作指導に必要な 役務の供与	3,932,000千円 (H20年度 776,000千円) H21.3.31まで (H21年度 3,156,000千円) H22.3.31まで	H20.5.16 ルアンダ で (同日)	日本側 柴田進在アンゴラ 大使 アンゴラ側 イレーネ・ア レシヤンボラ・ダ・シル バ・ネト外務副大臣	H20.5.29 304号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、 と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。